

入院中の他医療機関 「受診」について

入院中に他の医療機関へ受診した場合の治療費は、健康保険の
給付適用外（自費）となりますのでご注意ください。（※1）

（※1）：受診先医療機関が保険請求の申請を受けていただけない場合

当院入院中に、他医療機関の受診予約日をむかえる場合や、持参されたお薬がなくなる場合など、他医療機関への受診（診療・薬処方）を希望される場合には、まず当院の「主治医・看護師」へご相談ください。

当院で診療可能であれば受診していただきます。当院では診療できないと主治医が判断した場合は、他の医療機関への受診となります。その場合、事前に受診先の医療機関と当院の間で、治療費のお支払い方法等の調整を行う必要があります。

そのため、調整をせずに受診されますと当日の診察は、すべて健康保険の給付適用外（自費）となり、高額な請求を受けることになります。このようなことが起こらないよう、入院中に他の医療機関の受診を希望する場合は、必ずご相談くださいますようお願いいたします。

【 健康保険の給付適用外（自費）となる主な例 】

- ✕ 当院入院中に、他の医療機関の先生に処方してもらった薬が切れる
（患者さん以外の家族が取りに行かれることもできません）
- ✕ 当院入院中に、他の医療機関の診療予約日がある
- ✕ 外出や外泊中にかかりつけ医を受診する

当院入院中は、遠慮なく主治医・看護師・
事務職員へご相談ください。

